

あつぎ

農委だより

平成28年1月1日 第77号

編集・発行 厚木市農業委員会

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17

TEL 046-225-2480 FAX 046-223-9530

e-mail 9600@city.atsugi.kanagawa.jp

www.city.atsugi.kanagawa.jp



笑顔あふれる 彩り豊かなまちへ

温水で花きの栽培をしている青木克彦さん(40)と敬子さん(39)ご夫婦。
春から夏はサルビアやペチュニア、秋からはパンジー、ビオラ、ジュリアンや葉牡丹など、年間を通じてさまざまな品種を手掛けています。

また、農業を取り巻く環境としては、昨年10月5日、米国のアトランタで行われた環太平洋パートナーシップ(TPP)閣僚合意において、TPP交渉が大筋合意に至り、農業経営への影響が懸念されているところです。農地は、安心・安全で新鮮な農畜産物の供給源であることはもちろん、緑豊かな都市景観や多様な生き物が生息・生育する環境を保全するなど、多面的な機能も有しております。しかしながら、昨今、農業者の高齢化や後継者・担い手不足、鳥獣被害等による耕作意欲の減退などで、農地の遊休化が進んでいます。農業委員会では、農地を守る立場から、毎年、農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。



厚木市農業委員会
会長 佐々木 和

年頭にあたって新年ごあいさつ

新年明けまして おめでとーございませう

ご家族おそろいで新年をお迎えになられたこととお喜び申し上げます。今年が輝かしい希望にあふれた年であり、ますます心から願っております。さて、改正農業委員会等に関する法律が昨年9月4日に公布され、本年4月1日に施行されます。

農業委員の選出方法が、公選制から、市長が議会の同意を得て任命する任命制に変更となること、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員の新設が定められたことから、厚木市農業委員会では、本年10月の農業委員任期満了後、新たな体制のもとで、業務を開始することとなります。

厚木市の農業は、生産地と消費地が同地域に存在する典型的な都市農業であり、安心・安全で新鮮な農畜産物を消費者に直接提供できることが強みです。このことは、農業経営の安定につながるものと考えます。私たち農業委員は、農業者の代表としての自覚と信念を持ち、皆様の農業経営の向上が図られるよう、この新たな1年、取り組んでまいります。農業者をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。年頭のあいさつといたします。

本年度は8月、9月及び12月に、市内の全農地について、各地区担当の農業委員が目視による調査を実施しました。その結果、約59分の遊休農地があることを把握しました。その中には、比較的たやすく耕作可能な状態に戻せる農地もあります。こうした中、厚木市農業委員会、厚木市、JAあつぎの三者が一体となって設置した厚木市都市農業支援センターでは、利用権設定による農地の貸し手と借り手のマッチングを進め、新規就農者などを中心に農地の利用集積を図り、遊休農地の解消に努めています。

また、同センターでは、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、昨年度は60㍏、本年度は40㍏の遊休農地を解消し、一部の農地では、新たな担い手による大豆等の作付けが行われています。

厚木市の農業は、生産地と消費地が同地域に存在する典型的な都市農業であり、安心・安全で新鮮な農畜産物を消費者に直接提供できることが強みです。このことは、農業経営の安定につながるものと考えます。

私たち農業委員は、農業者の代表としての自覚と信念を持ち、皆様の農業経営の向上が図られるよう、この新たな1年、取り組んでまいります。農業者をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。年頭のあいさつといたします。

主な内容

- 2面… ●農業委員会法が改正
 - 選挙人名簿登録申請は廃止に
 - 農地転用制度が一部変更
 - 都市農業支援センター活動紹介
- 3面… ●利用権設定で農地の貸し借りを
 - 農地利用状況調査を実施
 - 無断転用は罰せられます
 - 市長に建議書を提出
 - 農業者年金
- 4面… ●あゆこちゃんに聞いてみよう(認定農業者ってなあに?)
 - 新任農業委員紹介
 - 新規就農者紹介
 - JAあつぎ農業塾のご案内

農業委員会等に関する法律が改正

農業委員会等に関する法律（農委法）が改正されました（平成27年9月4日公布、平成28年4月1日施行）。

この改正により、農業委員会の業務の重点は、「農地等の利用の最適化の推進」であることが明確化され、また、農業委員の選出方法が、公選制から、市長が議会の同意を得て任命する任命制に変更されました。さらに、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員の新設が定められました。

なお、本農業委員会は、現委員の任期満了後の10月17日から、改正農委法が適用となります。

【改正農委法の概要】

○農業委員会業務の重点化

農地等の利用の最適化の推進が、任意業務から必須業務に位置付けられました。

※農地等の利用の最適化

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②耕作放棄地の発生防止・解消の推進
- ③新規就農、企業等の農業参入の支援

○農業委員の選出方法の変更

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任できるようにするため、公職選挙法に基づくものから、市長の任命制に変更になります。

市長は、地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求めるとともに、公募を実施します。

推薦・公募の情報は、整理・公表し、市長は推薦・公募の結果を尊重し、議会の同意を得て任命します。

- ・市議会の同意を要件とする市長の任命制一本となります。
- ・過半を原則として認定農業者とします。
- ・中立な立場で公正な判断をすることが出来る者を登用します。
- ・女性・青年も積極的に登用します。

○農地利用最適化推進委員の新設

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに、農業者等から推薦を求めるとともに、公募を実施します。

推薦・公募の情報は、整理・公表し、農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者を委嘱します。

地域における現場活動を積極的に行うため、農地利用最適化推進委員を設置します。

推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、地域における現場活動を行います。

※推進委員の具体的業務

- ・人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いの推進
- ・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進
- ・耕作放棄地の発生防止と解消の推進

○農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出

農業委員会は、農地利用の最適化に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければなりません。

○農業委員会の活動の公表

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況など、農業委員会の活動を公表しなければなりません。

【農業委員・農地利用最適化推進委員の選出イメージ】

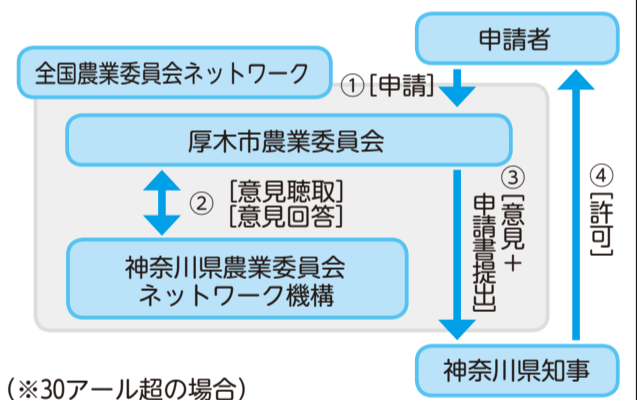


選挙人名簿登録申請の手続きは廃止になりました

毎年1月に、10[㎡]以上の農地を所有されている方に、「農業委員会選挙人名簿登録申請書」の提出をお願いしていました。しかしながら、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会委員の選挙は行われなくなり、そのため、農業委員会委員選挙人名簿登録申請の手続きは廃止となりました。

農地転用制度が一部変更されます

農地転用許可に際し、農業委員会は、許可権者である神奈川県知事に意見を送付することが法律で定められています。4月1日からは、30[㎡]超の農地転用許可に当たっては、農業委員会は、あらかじめ「神奈川県農業委員会ネットワーク機構」（神奈川県農業会議）の意見を聞き、その意見を踏まえ、県知事に意見を送付することになります。



厚木市都市農業支援センター活動紹介

厚木市都市農業支援センターは、厚木市の農業が抱える課題の解消を目指し、都市農業の維持・発展を図るため、平成26年4月、JAあつぎ本所内に開設されました。平成26年度は、458件、平成27年度は736件（11月末現在）のさまざまな相談をいただき、迅速な対応に努めています。これまでに、農地の流動化を図るため、農地を貸したい人、借りたい人のマッチングを行い、60件、101筆、約8・6[㍓]の農地の利用集積を進めました。

厚木市都市農業支援センター活動紹介

また、新規就農された8人の方々に、農地の紹介や技術指導、営農相談を行うなど、農業経営の安定に向けた支援をしています。さらに、本支援センターが中心となり、担い手とともに、耕作放棄地や遊休農地の解消に取り組んでいます。

今年度は、上荻野と下荻野の約1[㍓]の遊休農地を3人の新規就農者が借り受け、津久井在来大豆の作付けを行いました。晴天に恵まれた11月、丹精込めて育てた大豆の収穫を迎えました。刈取機を使って刈り取り、脱粒機にかける作業などを行い、その



今後、この農地で収穫される大豆は、学校給食で使用できるよう、関係機関と調整を進めています。また、大豆を収穫した農地では、冬小麦の栽培が始まっています。なお、これらの農地は、鳥獣被害が発生する地域にあるため、センター職員も協力して防護柵を設置するなど、鳥獣被害対策にも力を入れています。



厚木市都市農業支援センター
JAあつぎ本所2階
〒221-0511
厚木市 224局 8414

利用権設定で農地の貸し借りを

【利用権設定とは】

利用権設定とは、農業経営基盤強化促進法に基づく、耕作を目的とした賃借権や使用貸借権の設定のことです。農地法第3条の許可を得て行われる農地の貸し借りに比べ、簡単に行うことができます。また、利用権設定による貸し借りは、あらかじめ定める期間（3年・6年・9年）が満了した場合、自動的に権利が消滅し、農地は必ず所有者に戻ってくるため、安心して貸し出すことができます。

※ 期限が来ても更新を行えば貸し借りを継続できます。また、両者の合意による途中解約も可能です。

【奨励金について】

利用権設定を行った場合、農地を貸す方、借りる方両者に、市から農地流動化奨励金が交付されます。奨励金の額は利用権の設定がされた農地の1筆ごとの面積（100㎡未満は切り捨て）に、次の表に定める100㎡当たりの単価を乗じて得た額となります。

奨励金単価	
貸付期間	100㎡当たり単価
3年間	1,000円
6年間	2,000円
9年間	3,000円

(例) 田990㎡で3年間の利用権設定を行った場合、貸し手・借手それぞれに9,000円が交付されます。

※ 市街化調整区域内の農地
相統税納税猶予の特例を受けている農地は条件付きとなります。

【借りる方の要件】

農地を借りる方は、次の要件全てに当てはまる必要があります。
① 既に所有している農地と借りる農地を全て耕作すること
② 借りる農地を効率的に利用し、耕作を行うと認められること
③ 年間150日以上農作業に従事すること

【問い合わせ先】

利用権の設定に関すること
厚木市都市農業支援センター
☎ 221局 5511
厚木市農業委員会事務局
☎ 225局 2480
厚木市農業政策課
☎ 225局 2800

農地利用状況調査を実施

農業委員会では、農地の利用状況を把握するため、昨年8月、9月及び12月に、市内全域の農地約1,363軒を対象に、各地区担当の農業委員が目視による調査を実施しました。

その結果、約59軒が、現在耕作されていない遊休農地として判断されました。その内、比較的たやすく耕作可能な状態にできる農地が約36軒、機械等で整備しないと耕作が難しい農地が約10軒となっています。

この調査を基に、遊休農地の所有者に意向調査を実施し、農地の適正な利用、担い手への農地利用の集積・集約化を推進してまいります。

農地の管理・利用方法などでお困りの方は、厚木市都市農業支援センター、または各地区担当の農業委員にご相談ください。

全国農業新聞

全国農業新聞は、「がんばる農業者」のみなさんを応援します

農政問題の正確、公正な情報と解説を中心に、農業経営や暮らしの改善に役立つ記事を提供しています。

★発行日 毎週 金曜日
★購読料 1か月 700円(送料込)

◎お申し込みは、農業委員会事務局まで

無断転用等は罰せられます！

市街化調整区域内の農地を無断転用した場合、所有者または事業者は、原状回復や罰金等の罰則が科せられることがあります。
(市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ届出すれば転用できます。)

農地を転用したり、転用のために農地の売買等をするときは、原則として農地転用許可を受けなければなりません。

また、許可後において転用目的を変更する場合等は、事業計画の変更の申請が必要となります。

許可を受けず、無断で農地転用をした場合や、転用許可後、事業計画どおりに転用しなかった場合は、農地法に違反することとなり、原状回復等の命令がなされることとなります。事前に相談ください。

農林業施策並びに予算に関する 建議書を市長に提出

厚木市農業委員会は、昨年9月18日、小林常良市長に対し、「平成28年度厚木市農林業施策並びに予算に関する建議」を行いました。なお、今回要望した主な項目は次のとおりです。

I 遊休農地の解消対策について

○ 耕作放棄地対策について
荒廃地の復元には、多くの労力と費用を要するため、その予防策として、それぞれの地区の方々の組織などに農地の保全を担ってもらうことがますます重要となってくる。

そのためには、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」が必要であると考えられることから、市内全地区での策定を講じられたい。

II 農業の担い手対策について

○ 後継者、女性農業者の育成対策について
農業者の高齢化、後継者不足により、今後、農業従事者が減少の一途をたどることが見込まれる。これらを解消するため、後継者や就農意欲のある新規農業者（定年後の就農者含む）等の育成を図るために必要な施策・支援の更なる充実を講じること。

III 都市農業の振興策について

○ 地産地消対策について
農業者が、農畜産物の生産（第一次産業）だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも主体的かつ総合的に関わることにより、これまで第二次産業、第三次産業の事業者が得ていた付加価値を得ることが可能



となることから、農業の六次産業化を推進する施策を講じること。

IV 鳥獣被害の軽減について

○ 固定資産税の軽減について
都市農業を守るため、市街化区域内の農地における固定資産税の大幅な軽減措置及び都市計画税の見直しと軽減措置について、国に働きかけること。

○ 鳥獣被害対策について

鳥獣等被害対策を実施するに当たり、鳥獣被害防止特別措置法を効果的に適用し、引き続き県及び現場との適切な連携を図られたい。

なお、防護柵等が設置されたことにより効果は出ていると思われるが、依然として有害鳥獣の個体数は増加の傾向にあると思われる。農業被害のみならず生活環境にも影響を与えていることから、全頭捕獲に向けた対策を講じ、実施されたい。

農業者年金に加入しませんか

しっかり積み立て、
がっちりサポート
安心して豊かな老後を

○ 農業従事者なら誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方、また、農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

○ 少子高齢時代に強い年金です
積立方式（確定拠出型）の公的年金なので、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

○ 保険料が自由に選べます
月額2万円から6万7千円まで、千円単位で選択ができ、いつでも見直しができます。

○ 保険料の国庫補助があります
特定の要件を満たした農業の担い手は、保険料の国庫補助が受けられます。

○ 税制上の優遇措置があります
支払った保険料は、全額が社会保険料控除（所得税）の対象となります。

また、将来受け取る年金についても、公的年金控除の対象となります。

○ 終身年金で80歳までの保証付きます
年金は終身受け取れます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が支払われます。

農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局または、お近くのJAあつぎ本所、各支所店へ。

認定農業者ってなあに？

あゆこちゃん

おじさん、何を調べているんだBook？

おじさん

農業経営規模を拡大しようと思うんだけど、何か有利な方法がないかと思ってね。

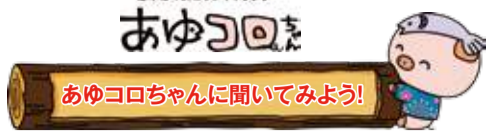
あゆこちゃん

それなら認定農業者制度を活用するのがいいBook！！

おじさん

認定農業者？

あゆこちゃん



あゆこちゃんに聞いてみよう!

農業をがんばっている農家さんが、効率的で安定した農業経営を目指すため、5年後の経営目標とそれのための取り組みを「農業経営改善計画」として取りまとめ、認定申請するんだBook！！

その計画が厚木市の農業に関する構想に適合しており、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切で、計画の達成される見込みが確実な場合には認定されるんだ。その農家さんが認定農業者ということなんだBook！！

おじさん

農業経営改善計画を作るのは大変なんじゃないの？

あゆこちゃん

- ① 経営規模の拡大（作付面積を今の3倍にしたいなど）
- ② 生産方式の合理化（機械や施設を導入したいなど）
- ③ 経営管理の合理化（複式簿記

で会計管理したいなど）

④ 農業従事の態様の改善（労働時間を少なくしたいなど）

といった、年間の農業所得や労働時間、農業経営規模の拡大に関するいくつかの項目を、現状と5年後の目標を比較するようにまとめるといいBook！！

おじさん

誰でも認定農業者になれるのか？

あゆこちゃん

性別、年齢、営農の種類などの制限はないんだBook！！

専業、兼業の方でも、経営規模の大きさに関わらず、また、法人でも大丈夫なんだBook！！

おじさん

一番聞きたいところだけど、認定農業者になると有利になるとってなんだい？

あゆこちゃん

認定農業者になると、低利融資制度が利用できたり、税制上の特例措置が受けられたり、一定の作物の生産に対する国からの交付金がもらえたりするんだBook！！
農業者年金に加入している場合は、保険料の国庫補助も受けられるんだBook！！

おじさん

そうか。経営規模拡大には費用もかかるから心配していたけれど、低利の融資が受けられたり、国から交付金がもらえるのは助かるね。農業者年金に加入しているから、国庫補助が受けられるし、いいことが多いね。
ところで、厚木市にはどのくら

い認定農業者がいるんだい？

あゆこちゃん

平成27年10月末で58人の個人が認定農業者となっているんだBook！！

ちなみに、農業経営を営む法人であれば、農業生産法人でなくても認定の対象になっていて、8つの法人も認定されているんだBook！！

おじさん

そうか。私も認定農業者を目指そうかな。どこに問い合わせればいいのかな？

あゆこちゃん

認定農業者に関することは市の農業政策課（☎225局2800）に問い合わせるといいBook！！
融資制度はたくさん種類があるから、JAあつぎ本所か各支所店に問い合わせるといいBook！！

新任農業委員紹介

平成27年7月1日付けで市川和典氏及び野口政夫氏が、10月17日付けで名切文梨氏が新たに農業委員に選任されました。



市川 和典 委員

- ① 飯山828番地2
- ② ☎241局6247
- ③ 選任厚木市農業協同組合推薦
- ④ 厚木地区・市内全域
- ⑤ 農地調整小委員会



野口 政夫 委員

- ① 下荻野599番地
- ② ☎241局2018
- ③ 選任（市議会推薦）
- ④ 市内全域
- ⑤ 農政対策小委員会



名切 文梨 委員

- ① 戸室1丁目24番20号509
- ② ☎222局2787
- ③ 選任（市議会推薦）
- ④ 市内全域
- ⑤ 農地調整小委員会

なお、大貫盛雄委員及び太一委員が6月30日、松前進委員が7月31日をもって退任されました。
在任中のご尽力を賜り、ありがとうございます。

名切委員が選任され、厚木市農業委員会は、3人の女性農業委員が参画することとなりました。

新規就農者紹介

堀田 修一さん

及川の約14㍓の畑で多種多様な野菜を栽培している堀田修一さん（63）は、JAあつぎの農業塾の基礎・応用コース、就農コース及び出荷販売コースで学び、平成26年に新規就農者として認定されました。

若い頃から農業が好きだったという堀田さん。定年後は好きなことをやりたいという思いを募らせていた時、農業塾の広報を見たことが就農のきっかけとなりました。農業塾でできた仲間たちとは、今でも2か月に一度の交流会で、情報交換をしているそうです。

「耕作地はもともと栗林だったため、碎石が紛れ込んでおり、現在の良好な状態にするために多くの時間がかかったけれど、野菜を作ること自体が楽しい。手間をかけてもうまくいかないこともあれば、ほとんど手間をかけなかったものがうまいくこともある。本当に農業は奥が深い。試行錯誤していくことがおもしろい」と楽しさを語ってくれました。

収穫した野菜の販売は、夢末市と自前の無人販売所で行っています。

また、堀田さんの畑では、お客さんが収穫体験できる直採り販売という珍しいサービスも行っているそうです。自ら収穫する新鮮な野菜は、おいしさも一層増すことでしょう。皆さんも足を運んでみてはいかがでしょうか。



JAあつぎから農業塾のご案内



将来のあつぎ農業を担う方を対象に農業塾を開講します

〔開講期間〕

3月8日から12月15日まで

〔基礎・応用コース〕

講座とほ場（温水）での栽培実習を通し、農業・農作物に関する基礎知識を学ぶコース。

〔新規就農コース〕

新たに就農を目指している方を対象に、実践的な講座とほ場実習を通し、新規就農者を育成するコース。

	基礎・応用コース	新規就農コース
開講回数	講座8回 実習19回 全27回	講座17回 実習36回 巡回7回 全60回
募集人数	23人	10人 (面接あり)
受講料	20,000円	33,000円
受付期間	2月4日(木)～5日(金)	2月8日(月)

〔申込み方法〕2コース共通

9時からJAあつぎ本所2階指導販売部窓口にて、「受講申込書」に必要事項を記入し提出。

※ 申込書は当日記入、またはJAあつぎHPからダウンロードし事前記入・当日持参も可。

※ 人数が多い場合は、志望動機等により選考し、受講が認められた方にのみ通知します。

※ 新規就農コースを受講希望の方は別途面接を実施します。

※ 各支所店では受付しません。

〔問い合わせ先〕

JAあつぎ指導販売部

地域農業対策課 ☎221局2273